

板橋区立中学校における部活動の指導補助員の取扱い要綱

(昭和59年4月1日 教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立中学校（以下「区立中学校」という。）における部活動の指導補助員（以下「指導補助員」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、部活動の技術的指導の充実と部活動の活性化を図ることを目的とする。

(配置する学校)

第2条 区立中学校に指導補助員を配置する。

(指導補助員を採用できる範囲)

第3条 指導補助員を採用できる範囲は、顧問が技術的に指導困難な部活動を原則とする。

(指導補助員の活動)

第4条 指導補助員は、配置された区立中学校長（以下「校長」という。）の指示に従い、専門的な知識や技能を用いて配置された学校（以下「配置校」という。）の部活動担当教育職員の指導方針のもとに、次に掲げる活動を遂行する。

- (1) 技術的な指導の補助
- (2) 安全・障がい予防に関する知識・技能の指導
- (3) 用具・施設の点検・管理等
- (4) 保護者等への連絡
- (5) 大会・練習試合等への運営協力（ただし、大会主催者の規定等を準拠した上、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、宿泊を伴わない大会・練習試合等への単独引率・監督資格を認める。）
- (6) その他教育委員会が必要と認める活動

(登録)

第5条 校長は、当該部活動に関する専門的な知識・技能を持ち、校長の面接により適格と認められた者に誓約書を作成させ、板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出する。

2 教育委員会は、指導補助員と認めた者を登録し、前条に規定する活動を遂行させるものとする。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 配置校の正常な教育活動を妨げる恐れのある者
- (2) 伝染の恐れのある疾病のある者
- (3) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第7号に規定する前科がある者

3 登録の期間は1年以内とし、年度をまたがる登録はできないものとする。ただし再登録を妨げない。

(活動形態)

第6条 活動日及び活動時間の割振りは、校長が定める。

(災害補償)

第7条 校長は、指導補助員の指導上の傷害及び損害賠償を担保するため、指導補助員を被保険者として区が契約を行うボランティア保険に加入させるものとする。

(サービス)

第8条 指導補助員は、活動の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 指導補助員は、活動の遂行に当たっては、この要綱及び「板橋区立中学校部活動の在り方に関する方針」に従い、かつ校長の活動上の命令に忠実に従わなければならない。

- 3 指導補助員は、法律に定めがある場合又は教育委員会の許可があった場合を除き、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。又、登録期間が終了した後も同様とする。
- 4 指導補助員は、教育委員会から活動を登録された者として、その活動の信用を傷つけ又はその活動全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(サービス監督)

第9条 配置された指導補助員のサービス監督は校長が行う。

(登録の解除)

第10条 指導補助員が、次の各号の一に該当する場合は、その意に反して、教育委員会は登録期間満了前でも登録を解除することができる。

- (1) 指導補助員に担当させていた活動が中止・中断・終了した場合
- (2) 登録した活動内容に違反し、又は活動を怠った場合
- (3) 指導補助員として相応しくない非行があった場合
- (4) 心身の故障等のため、活動の遂行が不可能となった場合
- (5) 第8条の規定に著しく違反した場合

(謝礼の額及び支払方法)

第11条 指導補助員に対する謝礼の額は、各校1日につき3,000円とする。また、大会等練習試合を除く)への単独引率(監督)として従事した場合は、追加で1日あたり3,000円を支払う。

- 2 校長は、指導補助員の活動実績を取りまとめ、翌月の10日までに活動報告を教育委員会に提出する。
- 3 謝礼の支払いは、1ヶ月毎に活動回数に応じた額を口座振替の方法により行う。

(年間回数)

第12条 1学校あたりの回数については、各学校の実態に応じて、かつ予算の範囲内で教育総務課長が決定する。

(研修)

第13条 教育委員会又は校長は、指導補助員に対し、以下の内容等について、定期的かつ計画的に研修を行う。

- (1) 活動上守るべき法令に関する内容
- (2) 部活動の位置付けや教育的意義
- (3) 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- (4) 安全の確保や事故発生後の対応

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月21日から施行する。